

## 第62回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成31年2月21日（木）10：00～

場所：アラスカ会館 地下 サファイア

司 会： 本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

私は、本日、司会を務めさせていただきます、環境保全課県境再生対策グループの齋藤でございます。

会議に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

本日の資料は、事前に送付させていただきました、次第、出席者名簿、席図  
資料1-1、資料1-2、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6-1、  
6-2となっております。

なお、資料5、それから資料6-1につきましては、机の上に本日差替えを置いて  
ございます。お手数ではございますが、事前に送付させていただいた資料との  
差替えをよろしく申し上げます。

不足等ございませんでしょうか。

定刻となりましたので、それでは、ただ今から「第62回県境不法投棄現場原  
状回復対策推進協議会」を開催いたします。

本日は、都合により藤原委員が欠席となっておりますことを御報告いたしま  
す。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部次長の佐々木から御挨拶申し上げ  
ます。

佐々木次長： 皆様、おはようございます。環境生活部次長の佐々木と申します。

本日、三浦部長は県議会のためにこちらに参ることができませんでしたので、  
私の方から、代わりに御挨拶をさせていただきます。

本日は、末永会長はじめ、委員の皆様には大変お忙しい中、会議に御出席をい  
ただきまして誠にありがとうございます。

現在、現場におきましては、揚水による汚染地下水の浄化を継続しております。

また、前回の会議で御協議いただきました地下水浄化に係る第2次評価結果  
に基づきまして、追加対策工事の着手に向けて、現在、準備を進めているところ  
でございます。

本日の会議では、今年度の締めくくりといたしまして、平成30年環境モニタ

リング調査結果、現場地下水の1,4-ジオキサンの浄化状況のほか、追加対策工事の実施内容、鉛直遮水壁からの地下水導水方法。また、来年度の事業計画といたしまして、環境モニタリング調査計画案などについて御説明をさせていただくこととしております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

司 会： それでは、議事に移ります。

ここからの議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定により会長が行うこととなっておりますので、末永会長に議事進行をお願いいたします。

末永会長： 改めまして、おはようございます。

会長を仰せつかっております末永です。

今日、第62回という大変長い間、おそらく県の審議会等々、私も幾つかお手伝いしたことがあります、1つの問題でこれほど長い間審議会が開かれているというのは、極めて稀かなというふうに思います。

それだけ、事態が極めて深刻であったこともありますし、また、県の方も、青森県としても懸命にこれをきちんと最終的に片づけたいという意向の表れかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今日、朝早くから、特に田子町から、山本町長はじめ、一ノ渡、宇藤、両委員、大変早い中、青森市までお越しいただきまして大変ありがとうございます。

それでは、これから議事を進めさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、議事次第に従って参りますが、今日は、先ほど佐々木次長の方からありましたように、幾つかの説明事項と1つ「案」とありますように、これに関しましては、委員の皆様方から決定していただくということになると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、案件の1「平成30年環境モニタリング調査結果」について、事務局から資料1-1、1-2を使って御説明いただきます。佐々木主幹、よろしく申し上げます。

事務局： 環境保全課 佐々木です。失礼して座って説明させていただきます。

資料1-1をお願いいたします。

平成30年環境モニタリング調査結果についてです。

1番として、水質モニタリング、平成30年1月から12月についてです。

下の表に示しておりますように、周辺河川、湧水等では環境基準値を超える値は検出されませんでした。周辺地下水及び遮水壁内地下水では一部の地点において、鉛、1,4-ジオキサン、総水銀、ベンゼンが環境基準値を超える値で検出されております。

なお、11月の協議会では、9月までの結果を報告しております。その後、10月から12月の間で1,4-ジオキサン以外に環境基準値を超えた項目はございませんでした。

資料1-2の27ページをお願いいたします。

こちら、現場下流の1,4-ジオキサン濃度の推移を記載しています。

一番下の③ア-10における推移を12月まで示しております。8月に環境基準値を超えておりましたが、9月以降、12月までは環境基準値を下回りました。このグラフには記載していないのですが、1月には再度0.13mg/Lと環境基準値を超えております。

今、2月の速報値が出ておまして、2月では0.009mg/Lと再び環境基準値を下回っております。こちらにつきましては、7月に水位と電気伝導率を自動で記録される機器を設置しております。引き続き、これらのデータを蓄積しながら、専門委員であります鈴木委員、眞家委員の助言を得ていきたいと考えております。

続いて34ページをお願いいたします。

こちら、34ページから36ページまでは、浸出水処理施設のモニタリング結果のグラフを載せております。こちら、浸出水、原水、膜ろ過処理水、放流水のトレンドを示しているのですが、グレーが放流水を示しておまして、いずれの項目におきましても、今回の期間内で計画処理水質を下回っております。

36ページをお願いいたします。

下の図に1,4-ジオキサン濃度の推移を示しております。平成30年に関しましては、黒い線の原水におきましても計画処理水質を下回っているような状況です。バイパス運転停止水質である0.25mg/L付近の値を現在、とっているような状況になっております。

資料1-1に戻っていただきまして、資料1-1の2ページをお願いいたします。

こちら、2のところにとただ今説明しました浸出水処理施設水質モニタリングについて記載しております。(2)の高度処理運転の実施につきましては、前回の協議会で説明しておりますので割愛させていただきます。

次のページをお願いいたします。

下の方に参考として、平成26年から平成30年までの1,4-ジオキサン除去

量を記載しております。累計除去量は98,328g、月平均で1,639gの除去となりました。こちらについての説明は以上です。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、佐々木主幹の方からモニタリング調査結果に関しまして、御報告いただきました。これに関しましては、委員の皆様方、何か御質問ありますでしょうか。

あるいは、先ほどお話がありましたが、鈴木、眞家、両委員ですね。専門的な見地からいろいろアドバイスをされているということでした。特に、鈴木、眞家委員、何かありましたら。よろしいですか。鈴木委員もよろしいですか。

委員の皆様、よろしいですか。

それでは、案件の1はこれで終わりということにいたします。

それでは、次に進みます。案件2「現場地下水浄化計画に基づく1,4-ジオキサンの浄化状況」についてということで、これも佐々木主幹の方から御説明いただきます。よろしくをお願いします。

事務局： 資料2、現場地下水浄化計画に基づく1,4-ジオキサンの浄化の状況についてです。

1番の揚水井戸の揚水の状況です。

(1)として、揚水井戸の稼働状況を示しております。稼働状況につきましては、表に示しましたとおり、平成29年度に実施した追加対策工事や降雨の影響を受けて動かす井戸を変えております。現状は、その表の一番下の欄にあります12月16日からのところですけども、16基の揚水井戸を動かしている状況です。

(2)に第2次評価における計画揚水量との比較をしております。こちらも表にしております、第一帯水層は県境部、中央下流部共に計画揚水量を平成30年、平均揚水量が上回っております。

一方、第二帯水層につきましては、低濃度エリア、高濃度エリア共に計画揚水量には達しておりませんでした。その理由については、その下に記載しております、集水井戸から揚水を開始した影響や降雨量が例年より多かったことにより、浸出水処理施設への浸出水流入量が増加し、浸出水貯留池の貯留量が平成29年12月には定格容量12,300m<sup>3</sup>に対して11,645m<sup>3</sup>と近づいてきました。これを解消するために、一部の揚水井戸を停止したことで平均揚水量が計画揚水量より少なくなったものと考えております。

なお、現在は浸出水の貯留量に余裕が生じておりますので、揚水を再開しております。

次のページの2番、1,4-ジオキサンの濃度の状況につきましては、図を用いて説明させていただきます。4ページをお願いいたします。

こちら、第一帯水層の1,4-ジオキサン濃度の状況についてです。中央に地点図を示しております、色分けは平成30年の最大値で色分けしております。その周りに各地点のグラフを示しております、グラフの地点名の横に矢印をつけておりますが、こちらは、各地点における今年の状態を示しております。

こちら、青い下向きの矢印、環境基準値以下で推移しているということは、この図、グラフの左からSW-22、中央の左下のSW-26、一番右側の列のアー28で環境基準値以下で推移しております。

また、緑の矢印、低下傾向というのが、左下の低下傾向が見えているグラフのうちなんですけども、SW-21では、1月から3月、その隣の列の一番上のアー50-1では5月、その月を除いては環境基準値以下で推移しているような状況です。

次のページをお願いいたします。

第二帯水層の下流側、中央部と下流側についてのグラフになります。

この中では残念ながら、青矢印で環境基準値以下で推移しているというものはございませんけれども、下流部のDW-1から3、あと、DW-8などでは、環境基準値以下の月もあるような状況となっております。

また、緑の矢印、低下傾向は、左のグラフの上の方のDW-8、右上のアー48-2やCW-2などで見られております。

次のページをお願いいたします。

第二帯水層の上流側です。

こちら、県境側、地点図でいくと右側の方ですけども、右側のアー40から44-2あたりまでですけども、こちらの多くの井戸においては青色、環境基準値以下で推移しております。

また、南側のアー51-2、DW-20でも低下傾向がみられているところです。

今後とも、これらの井戸について揚水量と濃度等を確認しながら、効率的な揚水による浄化を行っていきたいと考えております。

説明は以上です。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、御報告いただきましたが、第一帯水層、第二帯水層、ポイントに分けてそれぞれの傾向をお示しいただきました。これに関しまして、何か御質問ございますでしょうか。

宇藤委員。

宇藤委員： 5ページの第二帯水層の表を見ての質問でございます。

横ばい状態が続いているのが多いようです。これは、どういうふうに見たらよろしいでしょうか。

末永会長： 横ばいって、これどういう理由か、原因かということで、少し考えられる原因等をお知らせいただければ。

事務局： 先ほど、次の6ページで上流側、県境側が綺麗になっているところがあるというような話もしたんですが。こちらの県境側が上流側になっておりまして、こちらの上流側から順に綺麗になっていくんだというふうに考えております。

末永会長： どうぞ。

事務局： ちょっと補足いたします。

前回の協議会で第2次評価の結果を御案内いたしまして、結果、追加対策工事が必要ということで御了承いただきました。

結局、第二帯水層の中央部に関しては、高濃度のエリアがあるんだろうということで浄化が遅れていると。そこをケアするために、今、2月補正予算で計上していますけども、31年度に大型の注水井戸を設置して、どんどん水を入れて洗い出すような作業を来年度していきたいと思っております。

今、ですから、現状横ばいでいっておりますけども、そこを低下させるための対策を来年度、手を打っていききたいと思っております。

末永会長： ということで、2つ、1つは要するに最初に佐々木主幹が言われたのは、上の方は濃度が下がってきている。それが流れて下の方、つまり5ページですね、こちらの方は横ばい状態、流れてきますので。

それともう1つは、高濃度のものがそこに溜まっているかもしれない、その結果として。そういうことを今、御説明いただきました。

宇藤委員、何かプラス、いいですか、それで。

今年度、そういうものを踏まえて、今申されましたけども、対策をとるというふうなことで、後ほど、また御説明いただけたと思います。よろしいですか。

それでは、御理解いただけたということで。どうぞ、その他、委員の皆様方。

はい、どうぞ、遠藤委員ですね、古川委員の代理ということで。

遠藤委員： 代理で参りました遠藤と申します。

資料そのものということではなくて、これから先の話なんですけども。今年、

ちょっと雪が少ない、現場の方は分からないんですけども、八戸、三戸では雪が少ない状況です。洗い出しに使う地下水への影響というか、雪が少ないことが、夏場の地下水量に影響するものなのか、心配するほどのことではないのか、その辺、見込みといたしますか、そういったものが分かれば教えていただきたいんですけども。

末永会長： どうですか、現場、降雪量。

今年、少ないんですか、三八は。三八っていうのは春しか降らないと思って、結構降っているなど、私は思っていたけど。どうですか。

事務局： 降雪量ですね、降水量に関しては、年度によって多い、少ないというのは当然あると思います。前回の協議会でこの追加対策の中で必要な水の量というのは計算する時には、年間の変動をみながら計算をしていった結果として足りるということで計算してございますので、トータルとしては間に合うだろうというふうに見込んでございます。

末永会長： どうぞ、遠藤委員。

遠藤委員： 分かりました。ありがとうございます。

末永会長： その他、何かそれに関しまして、御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、後ほど、またありましたら振り返って御質問いただくことも、時間的には可能だと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、第3番目の案件「地下水浄化に係る第2次評価結果に基づく追加対策工事の実施内容」についてということで、成田主査の方からお願いします。

事務局： 環境保全課の成田でございます。座って説明させていただきます。

それでは、資料3「地下水浄化に係る第2次評価結果に基づく追加対策工事の実施内容」ということで、前回の協議会で第2次評価の御説明をさせていただいた時に追加対策工の案という形でお示ししましたけども、今般、具体的な内容が決まってきましたので、その工事の実施内容について説明させていただきます。

工事の期間としては、平成31年3月から8月までを見込んで工事を実施することとしております。2ページの方に図がありますので、そちらの方を御覧ください。

現場の図面がございまして、図面の中に黒マルで緑色に塗っているマル、大きいマルが4つあります。こちらが今回追加対策で整備することとしております大

口径の注水井戸になります。それぞれR I W-1 から4ということで4つの井戸を設置する予定としております。

R I W-1、こちらに関しましては、近くにDW-18という井戸がございます。こちら、高濃度エリアの中でなかなか濃度が下がってきかなかったエリアということで、こちらのエリアの対策のための注水井戸をここに1基。図の真ん中あたりにR I W-2と3、2つ並んで記載されている場所、こちらもCW-2の上流側になりますけども、こちらは、このエリアに局所的に高いジオキサンのエリアがあるということで、こちらに対する対策として2本の大口径の注水井戸。最後、R I W-4ということで、こちらは近くにDW-16がございます、このエリアに関しましては、地下水位が低い状態が続いているということで、洗い出しのための水を入れてあげるための井戸、これら計4本の大口径の注水井戸を設置するというので、対策工事の内容となっております。

井戸の仕様に関しましては、大きさとしては口径が3.5m、前回の協議会の現場視察の時に御覧いただいたCWシリーズの大きな井戸、あれと同じ大きさになります。深さに関しましては、それぞれの井戸を設置する場所の地質構造を基に決定することとしております。

具体的には、第二帯水層の上端部分から5mの深さまで水を入れることができるような構造ということで、事前に本体の工事をする前に調査ボーリングを行いまして、地質構造を確認した上で場所と深さを決定していくこととなっております。

その他、これらの井戸に水を注水するための配管を併せて設置することとしております。図の中で緑色のラインがそれにあたります。現場の上流側にある1号の雨水貯留池から既設の配管を使いながら、それぞれ4本の注水井戸に水を入れるような形で配管する予定でございます。

また、これらの井戸に関しましては、現場で見ていただいたCWシリーズのように空っぽなということで考えておりません。こちら、一度、井戸を所定の深さまで掘り上げた後、砕石を充填しまして、その上に遮水層ということで粘土層の土、または発生した土を被せて、最終的には、地表面が真っ平らな形になります。円筒状の浸透柵のような形で仕上げる予定としております。

これら4本の注水井戸をもって、現場中央の高濃度のエリアの洗い出しを進めていって、浄化を進めていくということで考えているところでございます。

1ページに戻っていただいて、スケジュールに関しまして御説明いたします。

こちらの対策工事は8月までに完工させる予定としております。ただ、完成次第、設備は順次稼働させていくこととしております。完成させた後は、また浄化設備から得られる地下水質データ、こちらを収集していきまして、これらのデータに基づき適時に浄化評価の評価を行っていきたいというふうに考えております。



す。最終的には、33年8月の環境基準達成を目指して浄化を進めていくこととしております。

説明に関しては以上です。

末永会長： ありがとうございます。

追加の工事ですね。これに関しまして、今、御説明いただきました。これに関しまして、委員の皆様方、御質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

どうぞ。

事務局： 今回の資料で、先ほどの宇藤委員と遠藤（代理）委員の御質問に関連したことを先に申し上げますけども、2ページの方を御覧いただきまして、今回、対策工事をする新しい注水井戸、ここにおいて、第二帯水層の中央部に関しては浄化は進んでいくだろうと見込んでございます。

中央部が浄化されてくれば、下流部である、左側の集水井戸CW-3とありますけども、真ん中が綺麗になれば、下流もまた綺麗になるだろうというふうな形で見込みを立てているところでございます。これが1つです。

先ほど、水が足りるのかということで、若干補足させていただきますと、前回の協議会でお示ししたのですが、水の洗い出し、入れ替えに必要な量というものを計算した上で、どれだけ水が供給されるのか。供給というのは、要するに雨の量でございます。雨の量に関しては、過去5年間で一番最も少なかった平成27年度の降雨量を使って、それが、今後、浄化終了まで続くという、一番少ない状態が続くというような前提に立っても、十分、水の供給量は間に合うということを計算してございますので、そういう意味でも、足りるという判断をしております。

以上でございます。

末永会長： ありがとうございます。

遠藤（代理）委員、先ほどの追加で、更に分かったということで御理解いただければと。

今、追加で、また御説明いただきました。それも含めて何か委員の皆様、ありますでしょうか。

それでは、次の4番までやって、また、皆さん方に関わる場所があると。第4番目の案件ですね。そちらの方に移らせていただきたいと思います。また、県の方から御説明いただきたいと思います。渋谷技師、よろしく申し上げます。

事務局：環境保全課、渋谷です。よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から、資料4の「鉛直遮水壁からの地下水導水方法について」説明させていただきます。

まず、この案件に関する経緯、大きい1番ですけれども。鉛直遮水壁については、第43回の協議会、平成24年度開催ですけれども、その協議会において、地形の安定のために周辺の土地と一体化して残すことが適当である旨の県の考え方を提示しまして、その際、下流部の一部撤去等によって地下水を流下させる旨を併せて説明いたしました。そして、その協議会で了承をいただいている状況で、そのことについて、前回の協議会で再確認させていただいたという経緯がございます。

そこで、今回、遮水壁から地下水を流下させる具体的な方法について検討を行いましたので、報告させていただきます。

鉛直遮水壁の構造について説明させていただきます。

まず、不法投棄現場からの汚染地下水拡散を防止するために設置しまして、周辺環境への影響を防ぐため設置したものでございます。

次に現場を囲むように設置して延長は987mでございます。厚さは約50cm以上で透水係数が $10^{-6}$ cm/秒以下であるソイルセメント壁を構築しております。

現場底面に難透水性の岩盤が存在しますので、その岩盤に岩着させるように施工しまして、その平均深さとしては約20mの壁でございます。写真の赤いマルで囲った流末部には、遮水性や強度の向上を目的に鋼矢板を挿入しているという構造となっております。

以上が遮水壁の構造についてでございます。続きまして、1ページの下のところの遮水壁外部への地下水等導水の現状について説明させていただきます。

まず、遮水壁内部の地下水については、揚水井戸等からポンプアップをして、湧水については、現場内に張り巡らさせた暗渠管を通じて、流末部のマンホールに、まず、一旦集水されます。その後、流末部のマンホールからは自然流下がされているんですけれども、遮水壁を貫通する径50cmの配管がありますので、そこを通じて壁外に自然流下で導水されまして、更に階段水路の脇に設置した暗渠管を通して浸出水処理施設まで自然流下しているという状況でございます。

なお、表流水は、主に現場中央沢から階段水路に流下しているという状況となっております。

次のページの上のところに現場の揚水、湧水の排水ルートを示してございます。主に赤、青、紫で揚水の排水ルート、湧水の排水ルートを示してございまして、これらの地下水は、黄色にマルで囲った流末部のマンホールに一旦集められて、そこから自然流下で浸出水処理施設まで流下しているという状況でございます。

す。

2 ページの真ん中、遮水壁からの地下水導水についての今後のお話でございます。今後、現場地下水浄化対策が終了しまして、現場の揚水ポンプを停止させた場合に、遮水壁内部の地下水は流末部マンホールに集水されなくなりまして、自然流下で壁外に導水ということができなくなるものと見込んでおります。その結果、遮水壁の最下流部、DW-1 から 3、図にも示しておりますけども、遮水壁最下流部付近に地下水がどんどん滞水して溜まっていきまして、地下水位が上昇して遮水壁を越流してしまうなどによって地盤安定を損なうと見込まれておりますことから、遮水壁内部の地下水を自然流下で導水するための対策を講じる必要がございます。

その下の(1)番のところで、遮水壁からの地下水導水方法の検討にあたっての要件について整理した内容でございます。

まず、検討にあたっては、ポンプ等不要で確実に自然流下がなされるということ为前提としまして、更に以下を具体的な要件としてございます。

まず、アとしまして、地形の安定性が維持されること。

次にイとしまして、現場の勾配や帯水層、厚さ、滞水範囲及び透水係数等から地盤でどれくらい地下水が流れるかというのが計算等で分かりますので、それを満たすような構造であること。

次にウとしまして、事業終了までに確実に完了できること。施工期間、概ね半年以内であれば確実に完了できると見込んでございます。

エとしまして、施工性に優れたものであること。

オとしまして、経済性に優れたものであること。

カとしまして、地下水流への影響が少ないこと。

ということを要件としまして、以上を満たすような地下水の現実的な導水案について、3案、比較検討を行いました。

別添資料1の1ページからお願いいたします。

別添資料1には、現実的な3案、A、B、C案を比較検討行った内容を載せてございます。

まず、1ページのA案から説明いたします。

A案は、上部開口+通水柱方式と呼んでございます。

概要としましては、(1)番、遮水壁を第一帯水層の下端までオープン掘削で露出させまして、遮水壁を解体撤去しまして、その遮水壁のあった部分に砕石等を充填します。埋め戻すというものです。

概要の(2)第二帯水層の地下水は、砕石充填の通水柱を設置いたします。どのような地下水の流れになるかというのを図面のところに示してございます。図面中の中央あたりに地下水の流れ①と書いてございまして、まず、第二帯水層

で溜まりきった水は、赤いマルで示した通水柱、砕石で充填した通水柱を通じて第一帯水層まで吹き上げる。地下水の流れ②のところ、第一帯水層分の地下水と第二帯水層の吹き上げた地下水を合わせて遮水壁欠損の、砕石で埋めた欠損部を通りまして、遮水壁の外に導水する。赤い点線の四角で示したトレンチ導水路、こちらでも砕石を想定していますけども、この導水路でつかまえて、階段水路へ排水するといった流れで考えてございます。遮水壁の欠損の延長としては50m程度を見込んでございます。

こちらのA案のメリット、デメリット、総合評価について、1ページの下に示してございます。メリットとしては、遮水壁をオープン掘削施工しますので、露出させているのでソイルセメントはブレイカー等で壊して、鋼矢板はガスバーナー等で切断できますので、欠損の施工が非常に容易であるという点が大きなメリットでございます。

それに比べてデメリットですけども、まず、遮水壁を無くしてしまうので、地形の安定性は現状より低下してしまうという点がございます。

デメリットの2つ目として、オープン掘削の範囲が非常に大きくなることから、樹木の移植であったり、発生土の置場の確保など、間接作業が多数必要となる、という点がございます。

デメリットの3つ目、第二帯水層から直接排水する構造ではないので、常に第二帯水層で溜まっている湛水状態となるために通水には難があると評価してございます。

以上がA案でございます。

次の2ページをお願いします。

こちらはB案と呼んでいまして、横通水孔方式（揚水井戸DW-1から3、集水井戸CW-3を利用）です。

概要についてですが、（1）番、揚水井戸DW-1から3と集水井戸CW-3に加えて、遮水壁内に1本、縦孔を新設いたします。計5本の井戸を使って地下水を集めます。

概要の（2）遮水壁の外側に背面の縦孔を1本新設しまして、現場内の5本の井戸と推進工法などで繋げて排水するというものでございます。

図面の中に地下水の流れを示してございます。青い大きいマルが今あるCW-3、集水井戸です。新規の前面縦孔を作ります。オレンジのマルですね。小さい青いマル、既にある揚水井戸、DW-1から3を使って現場内の地下水を集水します。

地下水の流れ②ですけども、遮水壁を貫通させた横ボーリング孔や横推進管を通して背面の縦孔1本に集水、排水します。

地下水の流れ③のところ、こちらの縦孔から階段水路へ排水するというの

が概要でございます。

こちらのB案の総合評価を下に示してございます。こちらの工法のメリットとしては、通水能力に非常に余裕があります。ページの中央の下のあたりに検討上の要件のイのところに通水量を示してございまして、必要な通水量の約50倍以上確保できるという評価をしてございます。

続きましてメリットの2つ目。経済性に優れた案でございます。

メリットの3つ目として、大規模な掘削A案と比べて、大規模な掘削が生じないので地下水流へ与える影響が非常に小さいというのがメリットでございます。

デメリットとしては、背面の縦孔と、各井戸の間に非常に距離があるということと、揚水井戸DW-1から3が約50cmという非常に口径が小さいために、それを狙っての施工というのが、非常に施工精度を要求されてしまうということで、確実性、施工性が劣るところがデメリットでございます。

B案で遮水壁を貫通させる横推進を少なくしようとして考えたのが、次の3ページ目のC案でございます。

こちらは概要、(1)番、既設の集水井戸CW-3及び遮水壁内に2本の縦孔を新設します。

概要(2)番、遮水壁外側に背面縦孔を新設します。

図面のところに地下水の流れを示してございます。地下水の流れ①のところで、青いマルの集水井戸とオレンジのマルの新規の縦孔を使いまして、現場内の地下水を集めて、地下水の流れ②、横推進管で現場内の縦孔から背面縦孔に排水します。地下水の流れ③として、背面縦孔から階段水路に流すという、よりシンプルな構造となっております。

こちら、C案の総合評価を下のところに示してございます。

まず、メリットとしまして、各井戸の口径が2mから3.5mと大きいので、推進工法による施工の確実性がございます。

メリットの2つ目、通水能力に余裕がございまして、B案だと50倍程度、C案だと25倍程度余裕がある。十分余裕があるという状況です。

メリットの3つ目、こちらもB案と同じく大規模掘削がありませんので、地下水流へ影響が小さいというのがメリットです。

デメリットとしましては、新規縦孔の本数がB案よりは増えていますので、B案よりは工事費が増えているという状況です。

以上がC案の説明でございます。

元の資料の3ページに戻っていただきまして、A案、B案、C案、説明させていただきましたけれども、まず、A案については、遮水壁を取ってしまうことから地形の安定性が現状より低下する。あとは、第二帯水層から直接排水できないので、通水に難があると評価しました。B案につきましては、残置で利用する揚水

井戸の口径が小さいので施工の確実性が非常に要求される。距離もございまして、施工の精度が要求されることから、比較検討した結果、施工性や導水確実性に優れて経済性も比較的良いC案を採用することとしたいと考えてございまして。

以上が遮水壁からの導水方法でございまして。

続きまして、遮水壁の他の施設の検討方針について説明いたします。大きい3番です。

(1) から (3) については、前回、お話した内容の繰り返しになってしまいますけれども、(1) としまして、支障除去等事業の実施を目的として設置した施設、設備については、汚染地下水浄化など、その具体的な設置目的の達成に伴い撤去を行うことが基本と捉えてございまして。

(2) 番、ただし、その機能を維持して撤去せずに残すことが適当と判断される場合には、関係者と調整の上、必要最小限の改修等を行いまして有効活用したいと考えてございまして。

(3) また、現場跡地については、地盤の安定を維持するために場内外において表流水、地下水が安定的に流下するよう、必要な整備を行いたいと考えてございまして。

以上の3点に、今回、もう1点プラスしまして、

(4) 代執行事業により設置した工作物、浄化施設設備の所有権関係、管理責任関係、あとは補助金適正化法等との関係について整理しまして、地権者、原因者、関係機関等との調整を必要に応じて行った後に来年度の平成31年度上半期を目途に撤去方針等を取りまとめたいと考えてございまして。

資料4の説明は以上になります。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、渋谷技師の方から、遮水壁からの地下水導水方法についてということ、今後、どのような形においてやっていくかということですね。それに関しまして御説明いただきました。

特にこれにあたりましては、2ページの下の方にありますが、4つの要件というものを十分に果たすべきであろうと。そういうふうな観点から検討しまして、A案、B案、C案とありまして、その中において最終的には、C案を採用したいということとございまして。

これに関しまして、何か御質問、御意見があればと思います。

はい、どうぞ、鈴木委員。

鈴木委員： ちょっと質問の前に確認させてもらいます。

要は、浄化事業が終わってからこういう施設を設置するということですが、

その後の維持管理というのは、具体的に、ちゃんと、青森県の方でずっと維持管理を続けていくのか、ちょっと確認させてください。

事務局： 産廃特措法の事案、全国各地あるんですけども、行政代執行で造りました工作物の管理については、今後どうしていくかというのは大きな課題でございまして、そういうことを含めまして、今後、関係機関との調整ということで書いてございます。

これ、技術的な話をすれば、地下水を導水するための管があって、そこが閉塞するかどうかという話もありますから、そこが閉塞しないように設計もしていきますと、仮に閉塞したらどうするのか、誰がやるか。県なのかな？というふうには思いますけども。そこも含めて、今後、詰めていきたいと思っております。

鈴木委員： ありがとうございます。

末永会長： よろしいですか。

鈴木委員： その上でちょっと質問します。

今、3案示していただきましたけども、実際、工事をやった上での確実性を考えると、やはりC案は妥当なのかなと思うところと、あとは要件ですね。2ページ一番下のところに技術的な要件というのが書かれていたんですけども。ここに1つ酌んで欲しいのは、要は、これから作る導水施設というのは、恒久的な施設なんです。ずっと。それこそ、これから数百年にわたって、どれだけ責任を持たなきゃいけないか分からないんですけど。ずっと、この機能を維持していかなければいけない施設であるということですね。その機能が維持できなくなると、要は地下ダムになってしまいますから水が溜まっていってしまうわけですね。

ですから、その辺のことを考慮して、人工的な土木構造物というのはもって40年、50年ですよ、保証できるのは。それ以降のことを考えると、やはり施設というのは段々劣化していく、朽ち果てていくということを考えると、この水路のあり方ですよ。要は、朽ち果てても水が通れるような空間を確保する。その辺、ちょっと考えてもらえますか。ちょっと、非常にハードルは高いかもしれませんが。あらかじめ、口径が大きめの管を設置して、仮に潰れたとしても水が通る空間を確保するとか。あと接続部分ですね。その辺、ちょっと検討していただけないか。

末永会長： いかがですか、そういう御意見で。

事務局： C案でいくという了承をいただきましたら、詳細設計を来年度から行うことになっていまして、その際に御意見をいただきながら進めていきたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

末永会長： その他、御意見、御質問等。

県の方としてはC案ですね。これ、経済性においてB案よりは、若干、400万円ぐらい高いけれども、他のものに関してはほとんどB案に勝る。特にA案よりは遥かに勝るということで、そういう評価をされておりますので、これは多分、そのとおりでらうと思いますが。この辺に関しまして、何か御意見があればと思いますが、よろしいですか。

それでは、県の方としてはC案、そしてさらに、鈴木委員の御質問に対して、渋谷技師の方から回答がありましたけれども、その辺の詳細設計を煮詰めるという。それで、C案を軸にしながら煮詰めていくということで、若干の修正等々があるかもしれませんが、そういうことで御了承いただくということでよろしいですか。

では、そういうことで、C案で進めていただきたいと思います。

それでは、次に第5番目の案件ですね。これに関しましてお諮りいたします。佐々木主幹ですね。よろしく申し上げます。

事務局： 資料5をお願いいたします。

平成31年度環境モニタリング調査計画（案）についてです。

平成30年のモニタリング結果を踏まえまして、平成31年度における水質モニタリング調査計画を検討し、一部見直しを行うこととしました。

1番の水質モニタリング計画の検討内容ですけれども、(1)の周辺河川等、こちらにつきましては、全ての地点、項目において、これまで環境基準値を超過したことはありません。しかし、環境監視を目的としておりますので、平成30年度も同様に実施いたします。

続いて(2)の周辺地下水についてです。

ア-10については、1,4-ジオキサン濃度の環境基準値超過が続いておりますので、今も続けております強化した監視体制を継続しまして、引き続き1,4-ジオキサンの調査回数を12回といたします。

また、同地点で9月に鉛濃度が環境基準値を超過しておりますので、こちらも監視強化いたしまして、調査回数をこれまでの1回から4回に変更いたします。

その他の地点、項目につきましては、これまで環境基準値を超過したことはありませんが、環境監視を目的としておりますので、平成30年度も同様に実施いたします。

(3)の遮水壁内の地下水についてです。



こちら、平成30年度と同様に実施することとしております。その下の①から⑧までにその理由を記載しております。

また、参考としまして、現在のトレンドのグラフを3ページから4ページに載せております。

その次の5ページから6ページには、平成31年度の環境モニタリングの調査計画の地点図、7ページから8ページには、モニタリングの計画表を付けております。平成31年度は、57地点の22項目の計画案となっております。

説明については以上です。

末永会長： ありがとうございます。

今、佐々木主幹の方からありましたが、30年度のモニタリング調査結果を踏まえまして、平成31年度のモニタリング調査計画ですね、この案をお示しいただきました。大きく変わったところは、今、御説明がありましたように1の(2)ですね。周辺地下水、そこの調査を1回から4回にすると、監視強化のために。その辺が変わったことだと思います。

この辺を踏まえまして、御意見等ございましたらお願いします。

鈴木委員、眞家委員、何か。よろしいですか。

山本町長、よろしいですか。

その他、よろしいですか。

それでは、(案)とありますが、これを基本的に了承するということでよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、今まで案件の1から5までやって参りましたが、ここまで振り返って何かありましたら御意見、御質問いただきたいと思います。全部振り返りながら、時間がありますので。何でも構いません。

山本委員、どうぞ。

山本委員： 対策等もしっかりとやられている方向性になっているので大変ありがたいことだなと思っております。

それで、1,4-ジオキサン総量の変遷の図がございました。この総量のところは、角度がたってきております。これは、多分、対策工を講じたことによってというふうに解釈されると思うんですが。この傾きの変化のあたりが、どんな対策工の予定だったのかというふうな話がリンクされて説明されると分かりやすいかなと思ったのと。

それから、今後ですが、この傾きが緩やかになってくるというふうな形になってきますと、非常に効果があったというふうに見ることができるのではないかなと思っておりまして、このまま傾きがずっと続いていくというふうな想像はした

くないのでありますが、そのようなことから、この傾きが緩やかになる瞬間というのが、ここ、1年というふうになっていくとありがたいなと思っております。そこが見えるようになっていただければありがたいかなと思うところがございます。

それから、環境再生等々につきまして、これ、ちょっと、その他ということになっておりますが、森林に、森に向けては概ね良好ではないかというふうな御報告はいただいているかと思えますけれども、これが、木が少し成長して立ってきた場合に、そこが本当に森になり得るのかというあたりになりますと、どんな経過を辿って、それを成果していくのかというのは、少し長い年月がかかろうかと思えます。

そこで、八戸市森林組合の方にお任せをしているということでもありますけれども、この森の経過というのが、概ね現状から、今後の予測という意味合いで環境再生として上手くいくかどうかというのが、ちょっと心配なところがあります。

是非、今後につきましても、この森になっていく経過としての評価、これを是非、都度都度教えていただくような、長い期間がかかりますので、そう簡単には教えることはできないかもしれませんが、是非、これは町民、県民にもお知らせをしたいところとして御理解いただければありがたいなと思えます。

以上であります。

末永会長： ただ今、山本委員、町長から2つのコメントをいただきました。

2番目の方は、6番目の案件の時にまた今の町長の御意見を踏まえて御説明いただきたいと思えますが。

1番目の方に関しまして、何か、御回答といえますか、コメントに対する。

事務局： 資料1-1の3ページの一番下のことだと思います。

3ページの一番下の参考、1,4-ジオキサン除去量というところがございまして、700g月あたり、1,800g月あたり、2,500g月あたりということで上がっている。700gのラインでいったものが、揚水井戸というのは、平成26年、27年、現場内に20数本の揚水井戸を設置いたしまして、汚染地下水を汲み上げて浄化をするということの対策をとりました。結果としては、ジオキサンが回収されやすくなったので傾きが上がって、毎月、1,800gの回収となりましたというふうな、真ん中のラインです。

集水井戸完成というのが、29年度に施工いたしました大型集水井戸3基設置をしまして、集水井戸を設置しました。その結果、更にジオキサンが取りやすくなって、月あたり2,500g取るようになりましたというのが、このグラフでございます。

今後、31年度、主に更なる追加対策として工事をするわけですが、この傾きがビューと上がって行ってジオキサン回収量が上がっていくと。上がって行って、その後は、町長がおっしゃったとおりに傾きが緩やかになって、もうジオキサンが無くなりましたということになれば、それは理想的だというふうに思っています。そういうお話だと思います。

末永会長： ありがとうございます。

町長、1番目のコメントに関してはそういうことでよろしいですか。

山本委員： そういうことを成果として、今度は多くの県民、町民にもお知らせをしなくちゃいけない。確実にこれがなされ、安心な方向にいていますよというのを私たちも言わなきゃいけないなと考えてございましたので、その瞬間が早く訪れて、そして、発表しても良いというふうになれば、これは我々も胸を張って発表していきたいなと思っているところでございますので、よろしく願います。

末永会長： よろしく願います。

どうぞ、宇藤委員。

宇藤委員： 先ほど、第二帯水層の横ばいのことを聞かせていただきましたけど。上の方が綺麗になると、良くなるという御説明でしたけども。岩手県側の方の兼ね合いもあると思うんですが。その辺、お聞きしたいのですが。岩手県側の対処の仕方とか。

末永会長： 岩手県と青森県のやり方は、ちょっと違うので、多分、そういうことも気にされての御意見だと思いますが、何か。

事務局： 本県側と岩手県側の現場の間には、岩手県が施工した鋼矢板の遮水壁がございます。壁を挟んで両県、それぞれにモニタリングをしていますけども、岩手県の方でも浄化をしている。注水をしたり揚水したりということをしていますけども。岩手県側から青森県側に汚染された地下水が来ているということは、現在、ないようでございます。ちゃんと遮水壁が機能を果たして、岩手の汚い水が青森県に来るということではないということで考えてございます。

末永会長： よろしいですか。不安だったら言ってください。

宇藤委員： 何か、鋼矢板を取ると、そこらへんがどうなるかなっていう話も出ていました

ので。その辺、どうなのかなと思ひまして。

事務局： 岩手県側からの地下水の流入防止策につきましては、両県で協議をしていて、都度都度、この協議会でも御報告をさせていただいております。

岩手県さんの方でも、今、いろんなことを考えている最中だということでは聞いていまして、まだ、報告できる段階ではないですけども、本県の原状回復に支障がないようにしてくれということだけは、常々申し上げていますので、協議は続けていきたいと思ひてございます。

宇藤委員： あともう1つ、青森県は揚水を使つての浄化なんですけど、岩手県の方はそれだけじゃなくて、土を取ったりとかやっているんですけど。青森県の方で成果が出なかった場合、岩手県の方で凄いい成果が出たとしたら、そういうことから学ぶ、そういうこともお考え、あるのでしょうか。

末永会長： 青森県は、かなり成果が出てきていると思ひますけども。

基本的には、青森県は、今の方法を続行していくと、最終的に、先ほども山本町長からありましたように、住民の方にも安心していただける、そういうレベルにちゃんとしていくということだと思ひますが、どうぞ、もしコメントがあれば。

事務局： 本県の方も環境大臣から同意いただいた実施計画に基づいて取組みをしている、工法も含めてですね、実施をしているところでございまして、都度都度、評価をして、中間評価をして、今年度、第2次評価をしてということで、結果からすれば間に合うということを示してございますので、もし、という話ではなくて、我々としては間に合わせるために必要な対策、手は打っているというような捉え方をしています。

岩手県は岩手県のお考えでやり方があるんだと思ひますが、我が方は揚水で十分いけるだろうというふうに見込んでございます。

末永会長： よろしいですか。

じゃ、そういうことで御理解いただけたらと。

どうぞ、眞家委員。

眞家委員： 2018年度ですが、調整池の方は満水になってしまつて、少し揚水を止める時期があつたと思ひますが、今年はそのようなことは、またあるのでしょうか。それとも、今年はまだ大丈夫でしょうか。

末永会長： どうですか、見通しですが。

事務局： 今現在、貯水量が大分減りまして、この前、ずっと浸出水処理施設で340 m<sup>3</sup>/日の処理で続けてきたんですけども、現在、100 m<sup>3</sup>/日の能力に落としてやるくらい水量が減っております。なので、追加対策工事を行って水量が増えたとしても、十分処理していけるだろうと考えております。

末永会長： いいですか、眞家委員。

眞家委員： はい。

末永会長： それでは、案件の1から5までに関しましては以上で、先ほど、山本町長の方から6に関することもありまして、そのことも踏まえながら、案件の6、平成31年度の「環境再生計画」に基づく県の取組内容等についてということで御説明いただきます。よろしくお願ひします。

事務局： 環境保全課の坂内と申します。座って説明させていただきます。

それでは、資料6-1「平成31年度における「環境再生計画」に基づく県の取組内容等」について説明いたします。

まず、1つ目といたしましては、自然再生についてでございます。

(1)の森林整備につきましては、「森林整備計画」に基づきまして森林整備の実施主体であります八戸市森林組合さんと連携し、31年度も引き続き下草刈りなどによる植栽地の管理を行って参ります。

(2)現場見学につきましては、現場跡地の樹木の生育状況などの森林整備状況を今後も情報提供していく必要があることから、現場見学の希望等があれば積極的に対応していくこととしています。

また、森林の整備状況の評価については、前回の協議会において八戸森林組合さんからコメントをいただいております、御報告させていただきましたが、今後も随時、生育状況等について御報告させていただきたいと考えております。

次に2つ目としましては、地域振興でございます。

岩手県においては本年度、ワーキンググループの活動に係る苗木植栽試験により植樹した、ウルシ、アカマツ、ミズナラの生育状況等を9月8日に開催された第75回原状回復対策協議会に報告しております。

また、1月22日に岩手県、2月8日には田子町と意見交換をさせていただいております。本県では、引き続き岩手県における検討状況等を注視していきまるとともに田子町とも随時意見交換をさせていただきたいと考えております。

また、利用可能な土地情報を県のホームページのウェブアーカイブに掲載しておりますので、これも引き続き発信を継続して参りたいと考えております。

岩手県ワーキングの活動状況ですけれども、次のページにあります資料6-2、「ワーキンググループの活動状況について」を御覧ください。これについては、岩手県からの御了解をいただきまして、資料を添付させていただいております。

2枚目の方を御覧ください。

岩手県では、今年度、排水性の改良を施した土壌にもウルシ、アカマツ、ミズナラを植樹しておりまして、無改良土壌においては、枯死や成長の遅れが見られたのに対し、改良土壌では、ウルシの成長が目立つ結果となっております。

ただ、(2)の考察及び今後の課題にありますとおり、現在の土壌は全般にわたり赤土主体で固く、樹木の生育には不向きと考えられること、秋季以降は強風、多雪等に見舞われる地域であること等から、実際に植樹した樹木が生育できるかどうか、今後、森林再生の難易度を判断する上で重要であるということでした。

その上で植樹による森林再生が難しい場合には、一定期間は自然に任せた植生回復を基本としながら、草刈り等を必要に応じて行っていくことが考えられるとのことであり、それらを踏まえた上でどのような形で跡地利用、環境再生を図るかによって好ましい地形が変わってくるということから、その利用用途を見極めた上で本格的な跡地整形を行っていくことが望ましい、というお話を伺っております。

資料6-1にお戻りいただきます。

3つ目としましては、情報発信についてでございます。

まず(1)ウェブアーカイブの更新です。

現在も水質モニタリングの結果や本県の植栽地の定点撮影写真などを公開しているところですが、引き続き速やかな公開と内容の充実に努めて参りたいと思っております。

また、浸出水処理施設と田子町立図書館における資料展示も継続しまして、現場に来訪された方や地域住民の皆様にも引き続き公開して参りたいと考えております。

説明は以上でございます。

末永会長： ありがとうございます。

先ほど、山本町長の方からのコメントに対する回答も含めて、3点にわたりまして御説明いただきました。これに関しまして、何か御質問等ございましたら。

宇藤委員、どうぞ。

宇藤委員： スケジュール表のところでは実線と点線の違いを教えてください。

末永会長： どうぞ、坂内総括主幹。

事務局： 基本的には、スケジュールにあるとおり、下草刈り等、県民植樹祭による植栽地においては31年度、企業の森による植栽地に関しては30年度までとなっておりますけれども、必要に応じては下草刈り管理等は、随時、またこれからも行っていくということでございます。

末永会長： よろしいですか。

須藤委員： すみません、必要に応じてということは、どういうことですか。

末永会長： どうぞ。まさに必要に応じてです。

事務局： 昨日、八戸市森林組合の担当の方とお話させていただいたんですけども。その際に担当の方からお話があったコメントとしましては、現在までの状況で自然配植の方式でやっているということもありますし、今後は、今の状況をそのまま自然に任せた形で状況を見守っていくというのが基本になっているということのコメントをいただきましたので、それほど積極的に必ず下草刈りをしなきゃいけないという状況ではないということであるということ。

あとは、10年、20年というスパンで成長を見ていくということでしたので、今後、それほど今までのようなペースでの下草刈りというのは必要ないのかなということコメントいただいているところでございます。

末永会長： よろしいですか。

どうぞ、一ノ渡委員。

一ノ渡委員： 今現在の森林がある状態でいうと、まず、グミが一番主になっているんですよ。そういう状況で、例えば、木の種類をこれから変えていくとか、森林というか、森を作るために、種類を変えていくのかどうか。

末永会長： どうなんですか。

事務局： グミに関しては、非常に成長が良くて、森林組合の方では、グミの剪定が必要なのかなという話はしていただきました、逆に大きくなりすぎてしまってますね。

樹種を変えていくということは、今のところは県としても、森林組合とはそういう話になってございませんで、今後、様子を見ていきたいと思っております。グミが大きくなりすぎているので、邪魔になれば枝を伐ったりとか、ということは考えていますということです。

先ほどの下草刈りの点線のところの補足なんですけど、県とすれば、下草刈りに必要な、例えば、草刈り鎌の、草刈りというのは、来年度の予算の方に計上しているんで、点線でなくて実線で書いて、これはできるだけやっていきたいと。

森林組合が管理しているエリア、これは企業の森ということで、企業から、みち銀さんとか青銀さんから委託を受けて森林組合さんが管理をする経緯があるんですね。その企業と森林組合の協定が今年度末で切れるものですから、管理委託のためのお金もまず無くなりますし、実態として成長も良いようだから、積極的に手をかけなくてもいいだろうということで、必要に応じてやりますと。だから点線というふうな違いがあるということで御理解いただきたいと思っております。

末永会長： 宇藤委員、どうぞ。

宇藤委員： 自然に森ができますよって、立派な先生が来た時にお話していただきましたけども、自然にとか、適当にとか、こういう言葉では、納得できない部分があるので、報告したりとか、委員の方たちもいらっしゃるので、その辺はお願いしたいと思うんですけど。見たり、報告を受けたりとか、そういうことがなくてただただ自然に森になりますとか、それだけではちょっと責任を負えないというか、そういうことがあるんですけど、いかがなものでしょうか。

末永会長： どうぞ。

事務局： 先ほどから申し上げますとおり、その都度、生育状況については、御報告を差し上げていきたいと思っております。

現状、その現場につきましては、森林組合との間で無償貸付ということで34年度末まで貸付けをしまして、森林組合と意見交換をしながら、組合の方にも見てもらいながらどういう状況なのかというのは、我々の方で聞き取りをするなりをして、報告をして。あと、年1回、委員の皆さんには現場を見ていただく機会を作っていますので、その時には、また御覧いただきたいと思っております。

自然にというのは、「投げておく」というつもりではないので、基本的には、自然に生えているようなものを、いわゆるスギとかのように植林作業をするということではなくて、自然に生えているようなものを選んで植樹をしたという意味での自然配植技術ですから、決して「投げておく」というつもりではないので、そ



こは、これからも管理をしていって、適時、報告をさせていただきますので、その点、御理解いただきたいと思っております。

末永会長： いいですか、宇藤委員。放ったらかすということではないと。1回は見て、もし気が付かれたら県もいろいろ森林組合とも相談しながらやっていくと。御承知のとおり、森林も人が手を加えなければ完全に、原生林というのはまた別でしょうけども。ということで、しっかり管理をしていくということですよ、再生に向けてですね。よろしく御理解ください。

県の方としても、しっかり監視してください。

昨年は11月ですか、1回御覧いただいておりますので、その時に気が付かれたことがあれば、また、御意見をいただければと思います。

その他、どうぞ。鈴木委員。

鈴木委員： 資料6-1の岩手県の資料を見たところ、今、跡地利用に関して植栽試験というのをやっていて、考察と今後の課題のところを見ていくと、来年あたりそろそろ動きが出てくるのかなというような印象も受けました。青森県側の協議会としては、岩手県側の動向を踏まえて協議を申し込むということになっていたと思いますけども。来年か再来年あたり、動きが出てくると思いますので、タイミング、見計らって協議をお願いします。

できれば、願いが叶うのであれば、最後というか、いつ最後になるか分かりませんが、最後はできれば青森県側、岩手県側、合同の協議会という形になるか分かりませんが、そういった形で何か跡地利用を考えていければなど、私、個人の希望です。

末永会長： その辺、必要かどうかも含めて事務局、そして私も加わりまして検討させていただきますので。

双方が、めいめい勝手にやっているわけじゃないけど、それぞれ考えた中でやっていますから、それらを一度持ち寄って、事務局はきちんとやっていますけど、委員相互もそういうことを。これは、勿論、山本委員はそちらにもいろいろ行かれていますので、お分かりですが、全体として1回議論することも、あるいは必要になるかもしれませんね。その辺は、事務局と私の方で検討させてください。よろしくをお願いします。

その他、どうぞ。

それでは、1から6までで全体を通して、何かもしありましたらと思いますが。よろしいでしょうか。

それでは、今日、1時間20分ほどでございますが、全ての案件が終わりました。

た。これで本日の議事は終了ということになります。  
では、事務局の方にマイクをお返しいたします。

司 会： 以上をもちまして、「第62回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を  
閉会いたします。  
本日は、ありがとうございました。

末永会長： どうもありがとうございました。